

<個別案件確認票（組織委員会）>

組織委員会担当確認 2019年6月20日

東京都作業部会確認 2019年7月23日

(契約変更に伴う再確認 2020年12月16日)

事業名 家具・什器・備品（FF&E）の調達

案件名 競技会場及び関連施設におけるFF&E（家具・什器・備品）の調達（その1）

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本事業は、東京2020大会において共通して必要とされるFF&Eを調達するために、必要な事業である。よって、大会に必要な経費として、平成29年5月31日の大枠合意に基づき、パラリンピック経費については、組織委員会、東京都及び国がそれぞれ2：1：1の割合で負担する事項と考える。</p> <p>(令和2年11月25日 契約変更の再確認に伴う追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。</p> <p>(令和2年11月25日 契約変更の再確認に伴う追記) 大会延期に伴い、原契約におけるFF&Eの再調達ではなく、レンタル期間延長を行うことが効率的かつ効果的である。</p>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なもので	<p>本事業は、東京2020大会におけるFF&E調達のために必要な事業であり、大会運営に必須の事業である。</p> <p>(令和2年11月25日 契約変更の再確認に伴う追記) 大会の準備・運営のために、サプライヤーが継続して物品保管を行う必要があり、製造に係る経費の支払手続きを早期に実施するために現段階で手続きを進める必要がある。</p>	
	<p>本事業は、各FAが共通して必要とするFF&Eを一括調達することで効率的な発注を行うことができる。使用実態を踏まえた発注内容の精査などの経費削減を行っており、効率性について配慮している。</p>	

あること	納 得 性	<p>本事業は、競争入札により請負業者を決定するため、一般的な市場価格からしても適正である。</p> <p>(令和2年11月25日 契約変更に再確認に伴う追記)</p> <p>物品の保管方法や費用の詳細について、市場価格との比較を行っており、適正なものであり、妥当性・納得性がある。</p>	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<p>本事業は、東京2020大会において使用するFF&E提供のために必要な業務である。経費の中身も事業費のみであり、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>(令和2年11月25日 契約変更の再確認に伴う追記)</p> <p>延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図っている。</p> <p>また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p>		

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認票（組織委員会）>

組織委員会担当確認 2019年10月1日

東京都作業部会確認 2019年10月9日

(契約変更に伴う再確認 2020年12月16日)

事業名 家具・什器・備品（FF&E）の調達

案件名 競技会場及び関連施設におけるFF&E（家具・什器・備品）の調達（その2）

競技会場及び関連施設におけるFF&E（家具・什器・備品）の調達（その3）

競技会場及び関連施設におけるFF&E（家具・什器・備品）の調達（特注製品）

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本事業は、東京2020大会において共通して必要とされるFF&Eを調達するために、必要な事業である。よって、大会に必要な経費として、平成29年5月31日の大枠合意に基づき、パラリンピック経費については、組織委員会、東京都及び国がそれぞれ2：1：1の割合で負担する事項と考える。</p> <p>(令和2年11月25日 契約変更の再確認に伴う追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。</p> <p>(令和2年11月25日 契約変更にて再確認に伴う追記) 大会延期に伴い、原契約におけるFF&Eの再調達ではなく、レンタル期間延長を行うことが効率的かつ効果的である。</p>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なもので	<p>本事業は、東京2020大会におけるFF&E調達のために必要な事業であり、大会運営に必須の事業である。</p> <p>(令和2年11月25日 契約変更にて再確認に伴う追記) 大会の準備・運営のために、サプライヤーが継続して物品保管を行う必要があり、製造に係る経費の支払手続きを早期に実施するために現段階で手続きを進める必要がある。</p>	
	<p>本事業は、各FAが共通して必要とするFF&Eを一括調達することで効率的な発注を行うことができる。使用実態を踏まえた発注内容の精査などの経費削減を行っており、効率性について配慮している。</p>	

あること	納 得 性	<p>本事業は、競争入札により請負業者を決定するため、一般的な市場価格からしても適正である。</p> <p>(令和2年11月25日 契約変更に再確認に伴う追記) 物品の保管方法や費用の詳細について、市場価格との比較を行っており、適正なものであり、妥当性・納得性がある。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>本事業は、東京2020大会において使用するFF&E提供のために必要な業務である。経費の中身も事業費のみであり、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>現時点では大会経費の都の枠内であることを確認できないため、組織委員会予算の執行とする。</p> <p>(令和2年11月25日 契約変更の再確認に伴う追記) 延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図っている。</p> <p>また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p>		

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。